

住宅関連施設整備補助金

住宅団地、集合住宅を開発する方
に対して、補助金を交付します。

補助金を受けられる方

次の住宅団地、集合住宅を開発する方

- ① 1区画215㎡（約65坪）以上の宅地を5区画以上有する住宅団地
- ② 6戸以上の集合住宅

補助金の額

上水道施設

本管からメーターまで工事費として、受託工事費の2分の1以内を交付します。（限度額100万円）

* 完成後、市へ無償譲渡していただきます。

下水道施設

・ 農業集落排水事業区域（納所地区）
本管から公共ますまでは、市が指定した材料を支給します。（限度額200万円）

また、材料費を除いた設置費については、本管1m当たり12,000円を、公共ます1箇所当たり16,000円を交付します。（限度額100万円）

* 原材料の支給は、農業集落排水施設への新規加入にかかる原材料支給要綱による支給です。

* 完成後、市へ無償譲渡していただきます。

団地内道路

① 起終点が市道（上位等級道路含む）に連絡する場合

建設整備課道路河川係の技術指導に従い検査確認を受けたものについては、1m当たり14,000円を交付します。（限度額20万円）

② 起点又は終点が市道（上位等級道路含む）に連絡しない場合（いわゆる袋路）
指定道路の基準をみたしたものについては、1m当たり12,000円を交付します。（限度額100万円）

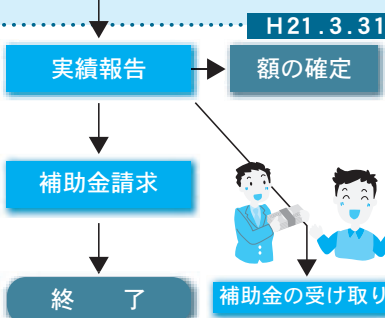
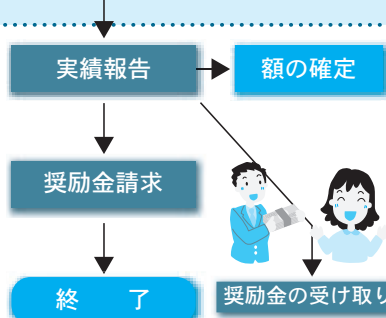
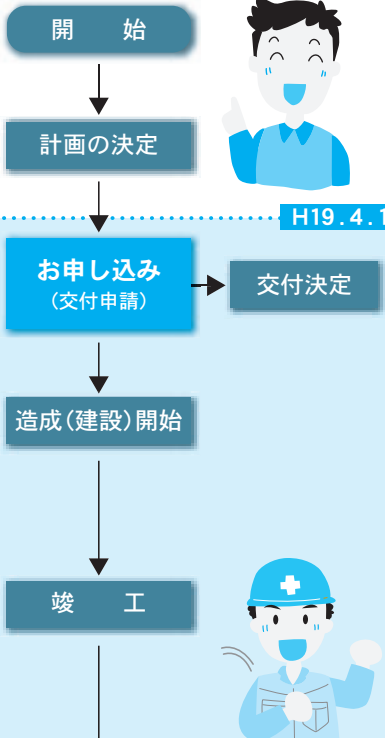
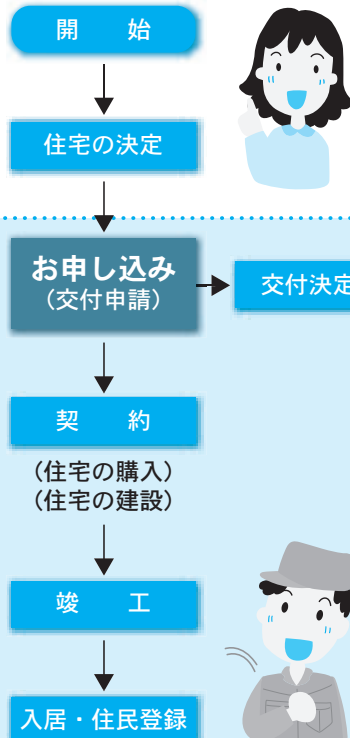
浄化槽施設

建売住宅、集合住宅建設の場合、次のとおり開発者に交付します。
5人槽 34万円

お申し込みから、奨励金、補助金の受け取りまで

（転入奨励金）（持ち家奨励金）
（雇用者定住促進奨励金）

（住宅関連施設整備補助金）



・ H19.4.1以前の契約着工、H21.3.31以降の竣工・入居・住民登録の場合は、対象となりませんのでご注意ください。・ 奨励金、補助金のお受け取りには、市税等の完納が必要です。

問い合わせ

まちづくり部 経営統括室

75-2132 75-6113

machitoukatsu@city.taku.lg.jp

* 全ての住宅関連施設整備補助金は1万円未満を切捨てます。

7人槽 41万円
10人槽以上 53万円
（平成19年2月1日現在）



市では、人口の減少の対策として「多久市定住促進基本計画」を策定し、今後の人口減少に歯止めをかけられるように、施策を展開していきます。具体的には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間に限り、次の奨励金や補助金の制度を創設します。これを機会に、住宅の取得等を考えてみませんか。

定住奨励金

転入奨励金とは

市外に居住している方が、多久市内に定住を目的として住宅を取得し、居住を始めた場合、奨励金を交付します。

奨励金を受けられる方

① 5年以上市外に居住している方

奨励金の額

① 新築住宅取得の場合

転入奨励金

・ 一世帯あたり
60万円

加算金

・ 家族一人あたり
5万円

・ 3人目の子ども
(同居) より一

人あたり10万円

・ 市内業者による
建築または購入の場合(注1)
一世帯あたり30万円

世帯構成	夫婦＋子ども1人	夫婦＋子ども2人	夫婦＋子ども3人
奨励金	最高 105万円	最高 110万円	最高 125万円

持ち家奨励金とは

市内に居住している方が、多久市内の新たな用地に住宅を取得し、居住を始めた場合、奨励金を交付します。

奨励金を受けられる方

① 市内に居住している方

② 5年未満市外に居住している方

奨励金の額

① 新築住宅

取得の場合

持ち家奨励金

・ 家族一人あたり
5万円

・ 3人目の子ども
(同居) より一

人あたり10万円

・ 市内業者による
建築または購入

の場合(注1)
一世帯あたり30万円

世帯構成	夫婦＋子ども1人	夫婦＋子ども2人	夫婦＋子ども3人
奨励金	最高 45万円	最高 50万円	最高 65万円

② 中古住宅取得の場合

転入奨励金

・ 一世帯あたり
60万円

加算金

・ 家族一人あたり
5万円

・ 3人目の子ども
(同居) より一

人あたり10万円

世帯構成	夫婦＋子ども1人	夫婦＋子ども2人	夫婦＋子ども3人
奨励金	75万円	80万円	95万円

② 中古住宅

取得の場合

持ち家奨励金

・ 家族一人あたり
5万円

加算金

・ 3人目の子ども
(同居) より一

人あたり10万円

世帯構成	夫婦＋子ども1人	夫婦＋子ども2人	夫婦＋子ども3人
奨励金	15万円	20万円	35万円

POINT
60m²(約18.2坪)
以上の住宅を取得し、
定住する方



* 市内業者とは、多久市内に本店、支店、営業所等を有する業者です。(注1)
* 現在地での建替えについては対象としておりません。
* 公共事業により住宅にかかる移転補償費がある場合は、奨励金を減額します。
* 申請者(奨励金を受ける方)は、住宅の登記名義人となります。(共有の場合は代表者となります)